

序

内藤恵先生は、本年三月末をもって慶應義塾大学法学部を定年により退職される。

内藤先生は一九八二年に塾法学部法律学科を卒業され、翌年四月に大学院法学研究科修士課程に進学。同課程修了後には同研究科博士課程へと進まれ、三年の在籍を経て、八八年四月より法学部専任講師に着任された。その後、一九九一年に助教、二〇〇九年に教授に昇任され、現在に至っている。三田の山に通われること入学以来四三年間、法学部には三六年間の長きにわたり奉職され、その発展にご尽力された。

先生は学部時代より故・川口實本塾名誉教授の下に入門され、以来、労働法学の研究に従事されている。聞くところによると、先生は研究者の道に進まれるにあたり、「労働契約とは何か？」という、まさに労働法学の核心・本質に迫るテーマを川口先生から与えられたという。修士論文（労働契約と労働者の概念）では、労働契約の一方当事者である「労働者」とは誰か？という問いの下、まさに川口先生から与えられた課題に正面から挑む重厚な論文を仕上げられた。以来、雇用契約・労働契約上の付随義務（競業禁止義務、誠実義務、安全配慮義務、職場環境配慮義務）に関する研究の数々を公表されているが、これらの論考からはまさに、「労働契約とは何か？」という研究の出発地点で師から与えられた問いに答えようとする先生の情熱を窺い知ることができる。

精緻な法解釈論を展開されるご論文から思い浮かべられる姿とはうって変わって、内藤先生についてしばしば学生の間で聞かれるのが、「授業が非常にわかりやすい」、「労働法の面白さが伝わってくる」という評判である。先生自身、学生の教育にひとときわ熱い情熱を持っておられ、授業後に質問する学生に対して丁寧な回答する姿は、

学生の間でも評判になるものであったという。そして、先生の教育の真骨頂は何よりもゼミでの教育である。先生のゼミは少数精鋭のゼミとして学生の間で知られ、毎年欠かさずに『法律学研究』誌に掲載される内藤研究会の学生たちの論文は、非常に質が高く、その行間に先生の厳しくも温かい指導を窺い知ることができるものがあった。先生のゼミ出身である林健太郎・塾産業研究所専任講師の話によれば、ゼミでの報告では、基本書・体系書に書かれていることを当然のように受け止める姿勢は固く禁じられ、むしろそれらを批判的に検討するため膨大な学説の蓄積に遡って報告をまとめることが求められ、しばしばそれがゼミ生たちを苦しめていたという。しかし、そうしたゼミ時代の苦闘は、決して教科書に書かれていることに従って進むことができるわけではない。実社会において、自ら、先人たちの蓄積・教訓を踏まえながら、道を切り拓いていく力に繋がっている。歴戦の〃OB・OGは、そうしたことが「内藤研究会」の魅力であると口々に述べる。効率さが求められる風潮の昨今において、先生はまさに、大学にしか、大学でしかできない価値をゼミで学生たちに伝えておられたというべきであろう。

これらのエピソードから窺えるのは、自らの探究すべき問いを立て、その問いをとことん追究し、自ら解を導きだす、というプロセスを大事にしてこられた、大学人としての先生の姿である。自らの研究に対しても、また学生への教育・指導に対しても、こうした信念を貫かれ、それは確実に後進へと伝えられている。遡れば、師である川口先生もまた、内藤先生をはじめとする弟子らに対する指導では、書かれた文章に対して直すべき箇所は指摘するものの、決して自ら筆を入れるようなことはせず、どう直すかを自身で考えさせるといふ指導方針を徹底していたという。内藤先生は、長きにわたる塾法学部へのご貢献のなかで、自身が与えられたものを後輩に与え、引き継がれた。先生はまさしく、慶應義塾の精神を研究・教育の中で具体化されてきたのである。

このような学問と教育へのコミットメントがある一方、先生は数々の学内業務にも真摯に取り組み、私は個

人的にも大いに助けられた。ご無理を承知でお願いした厄介なお仕事も見事にこなされ、委員交代の際にも頗る丁寧にもうハウを伝授されるなど、最後の最後までお世話になった。

ここに、内藤恵先生の長年にわたる法学部と義塾へのご貢献に厚く御礼申し上げるとともに、今後のご健勝とご活躍を心から祈念し、本号を謹んで進呈させていただきます。

二〇二三年一月

法学部長 堤 林 劍